

## 目次

### 条例

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保護第一課（第62号）	4
秋田市手数料条例の一部を改正する条例	食肉衛生検査所（第63号）	5
秋田市児童館条例の一部を改正する条例	子ども福祉課（第64号）	7
秋田市空家等の適切な管理に関する条例	住宅政策課（第65号）	8
秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	住宅政策課（第66号）	10
秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例	教育委員会学事課（第67号）	11
秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第68号）	12
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第69号）	25
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第70号）	26
秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第71号）	28

### 規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	後期高齢医療課（第38号）	30
秋田市空家等の適切な管理に関する規則	住宅政策課（第39号）	31
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	人事課（第40号）	35

### 訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令	人事課（第5号）	36
---------------------------------	----------	----

## 議会訓令

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令 議会事務局総務課（第1号） 44

## 告示

指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第343号）	46
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第344号）	47
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止、変更、休止および再開について	保護第一課（第345号）	48
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および休止について	保護第一課（第346号）	50
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について	保護第一課（第347号）	51
指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者の廃止について	介護保険課（第348号）	52
指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第349号）	53
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第350号）	54
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第351号）	55
専決処分した予算およびその要領について	総務課（第352号）	57
令和6年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第353号）	62
令和6年度第4期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第354号）	66
指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第355号）	67
差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について	納税課（第356号）	68
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第357号）	69
特定子ども・子育て支援施設等の確認について	子ども総務課（第358号）	70
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	子ども総務課（第359号）	71
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第360号）	72
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年 賦課年度令和5年）の公示送達について	国保年金課（第361号）	73
令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書の公示送達について	市民税課（第362号）	74
土壌汚染対策法による土地の形質変更の区域指定について	環境保全課（第363号）	75
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の変更について	保護第一課（第364号）	76

医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および休止について	保護第一課（第365号）	77
市道路線の認定について	建設総務課（第366号）	79
道路の区域決定および供用開始について	建設総務課（第367号）	80
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第368号）	81
令和6年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第369号）	82

## 教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第17号）	137
-----------------	----------------	-----

## 選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第27号）	138
令和7年3月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について	選挙管理委員会事務局（第28号）	139

## 農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第17号）	140
----------------	----------------	-----

## 上下水道局告示

公共下水道の供用および下水の処理の開始について	上下水道局下水道整備課（第40号）	141
指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第41号）	142

## 公告

地籍調査を行った地区の地図および簿冊の閲覧について	地籍調査室	143
地籍調査を行った地区の地図および簿冊の閲覧について	地籍調査室	144
都市計画の変更の案の縦覧について	都市計画課	145
都市計画の案の縦覧について	都市計画課	147
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	148
公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期目標の策定について	企画調整課	149
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	156
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	157

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第62号

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第23条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「および第6項」を加える。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第63号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

(103) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に規定する衛生証明書に限る。）の発行の申請に対する審査	輸出証明書発行 申請手数料	870円
(104) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	ア 現地調査を要する適合施設の認定の申請に係る審査 20,900円 イ その他の適合施設の

		認定の申請 に係る審査 10,400円
--	--	---------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第64号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市下北手児童センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市空家等の適切な管理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第65号

秋田市空家等の適切な管理に関する条例

秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（意見聴取）

第3条 市長は、法第22条第3項の規定による命令をしようとする場合又は同条第9項もしくは第10項の規定による代執行を行おうとする場合は、あらかじめ秋田市空家等対策審議会（次条第1項の秋田市空家等対策審議会をいう。）の意見を聴かななければならない。

（空家等対策審議会）

第4条 前条の規定によりその権限に属させられた事項ならびに秋田市空家等対策計画の作成および変更ならびに実施に関する事項を調査審議するため、秋田市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、法律、不動産、建築に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。  
ただし、再任は妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急安全措置)

第5条 市長は、空家等について緊急に危険を回避しなければならない状態にあり、これを放置することが公益に反すると認めるときは、当該危険な状態を回避するための必要な最小限の措置を講ずることができる。

(関係機関との連携)

第6条 市長は、空家等について犯罪又は火災が誘発されるおそれのある場合その他の緊急を要すると認める場合は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関と協議し、必要な措置を講ずることを要請することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第66号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 災害弔慰金等支給審査委員会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策審議会委員	日額 7,300円
------------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第67号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例  
秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の  
一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立下北手小学校等共同調理場の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第68号

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第25条の2第1項の表中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

第26条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130」に改め、同条第3項中「、「100分の68.75」を「100分の68.75」と、「100分の130」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	給 料 月 額							
定年 前任 再任用 短時間 勤務職 員およ び 任期付 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,802	231,633	263,155	289,339	311,999	337,378	376,051	418,550
	2	185,910	233,143	264,162	290,951	313,711	339,291	378,669	420,967
	3	187,119	234,654	265,169	292,461	315,423	341,104	380,985	423,485
	4	188,226	236,164	266,176	293,972	316,934	342,917	383,201	425,902
	5	189,334	237,675	267,183	295,483	318,344	344,629	385,115	427,816
	6	191,046	239,186	268,190	296,993	319,653	346,341	387,431	429,930
	7	192,658	240,696	269,197	298,403	320,962	347,953	389,546	432,045
	8	194,269	242,207	270,204	299,712	322,272	349,665	391,560	434,261
	9	195,880	243,718	271,212	300,921	323,581	351,276	393,574	436,175
	10	197,593	245,128	272,219	302,432	325,394	352,988	395,891	438,289
	11	199,204	246,538	273,226	303,942	327,206	354,599	398,106	440,404
	12	200,815	247,948	274,233	305,352	328,918	356,211	400,322	442,318
	13	202,427	249,156	275,240	306,762	330,630	357,721	402,537	444,030
	14	204,139	250,365	276,247	307,870	332,343	359,433	404,854	445,843
	15	205,851	251,573	277,254	308,877	334,055	361,045	407,069	447,756
	16	207,563	252,782	278,362	310,086	335,767	362,656	409,386	449,670
	17	208,872	253,889	279,369	311,294	337,378	364,268	411,198	451,482
	18	210,483	254,997	280,678	312,905	339,090	366,080	413,112	453,295
	19	212,095	256,105	281,988	314,517	340,802	367,591	415,025	455,108
	20	213,605	257,213	283,196	316,128	342,414	369,202	416,838	456,820
	21	215,116	258,220	284,505	317,639	343,924	370,612	418,651	458,633
	22	216,727	259,227	285,814	319,250	345,536	372,224	420,464	460,143
	23	218,339	260,234	287,023	320,862	347,147	373,835	422,277	461,553
	24	219,950	261,241	288,232	322,473	348,658	375,346	424,089	463,064
	25	221,562	262,248	289,339	323,984	350,067	377,259	425,701	464,474
	26	223,274	263,155	290,548	325,696	351,780	379,173	427,211	465,783
	27	224,583	264,061	291,857	327,307	353,391	381,086	428,722	467,092
	28	225,892	264,968	293,166	328,918	355,002	382,899	430,233	468,301
	29	227,201	265,773	294,476	330,328	356,211	384,410	431,743	469,308
	30	228,309	266,579	295,483	332,040	357,721	386,222	433,053	470,013
	31	229,417	267,385	296,490	333,752	359,232	387,934	434,362	470,718
32	230,525	268,190	297,598	335,364	360,743	389,546	435,570	471,423	

33	231, 633	268, 895	298, 705	336, 572	362, 455	391, 258	436, 779	472, 128
34	232, 740	269, 701	299, 914	338, 486	364, 268	392, 668	438, 088	472, 833
35	233, 848	270, 507	301, 022	340, 198	365, 980	394, 078	439, 397	473, 437
36	234, 956	271, 212	302, 230	341, 809	367, 692	395, 488	440, 606	474, 041
37	236, 064	271, 917	303, 439	343, 320	369, 102	396, 898	441, 814	474, 545
38	237, 071	272, 722	304, 748	344, 931	370, 411	398, 106	442, 620	475, 149
39	238, 078	273, 528	306, 057	346, 543	371, 619	399, 315	443, 426	475, 754
40	238, 984	274, 233	307, 366	348, 154	373, 029	400, 322	444, 231	476, 358
41	239, 891	274, 938	308, 676	349, 866	374, 137	401, 430	444, 836	476, 861
42	240, 797	275, 743	309, 985	351, 679	375, 044	402, 638	445, 440	477, 365
43	241, 603	276, 549	311, 294	353, 492	376, 051	403, 746	446, 044	477, 768
44	242, 408	277, 254	312, 603	355, 304	377, 158	404, 854	446, 648	478, 070
45	243, 113	277, 959	313, 913	356, 815	377, 964	405, 559	447, 353	478, 372
46	243, 718	278, 664	315, 222	358, 225	378, 871	406, 264	448, 159	
47	244, 322	279, 369	316, 531	359, 635	379, 777	406, 969	448, 562	
48	244, 926	280, 074	317, 639	361, 045	380, 583	407, 674	449, 267	
49	245, 530	280, 779	318, 545	362, 556	381, 388	408, 278	449, 770	
50	246, 135	281, 484	319, 854	363, 361	382, 194	408, 882	450, 173	
51	246, 739	282, 189	321, 164	364, 368	383, 000	409, 386	450, 576	
52	247, 243	282, 894	322, 473	365, 375	383, 705	409, 788	450, 979	
53	247, 746	283, 498	323, 681	366, 282	384, 410	410, 191	451, 382	
54	248, 149	284, 203	324, 991	367, 390	385, 115	410, 393	451, 785	
55	248, 451	284, 807	326, 199	368, 296	385, 820	410, 695	452, 187	
56	248, 753	285, 512	327, 408	369, 303	386, 524	410, 997	452, 490	
57	249, 055	286, 117	328, 717	370, 209	387, 028	411, 299	452, 792	
58	249, 357	286, 822	329, 825	370, 914	387, 632	411, 601	453, 195	
59	249, 660	287, 426	330, 933	371, 619	388, 237	411, 903	453, 497	
60	249, 962	288, 131	332, 040	372, 224	388, 942	412, 206	453, 799	
61	250, 264	288, 735	332, 745	372, 627	389, 344	412, 407	454, 101	
62	250, 566	289, 440	333, 652	373, 231	389, 949	412, 709		
63	250, 868	290, 044	334, 357	373, 936	390, 553	413, 011		
64	251, 170	290, 548	335, 162	374, 641	391, 056	413, 313		
65	251, 472	291, 051	335, 968	374, 943	391, 459	413, 515		
66	251, 775	291, 656	336, 371	375, 648	392, 064	413, 817		
67	252, 077	292, 159	336, 975	376, 353	392, 668	414, 119		
68	252, 379	292, 763	337, 680	376, 957	393, 171	414, 421		
69	252, 681	293, 267	338, 486	377, 259	393, 574	414, 623		
70	252, 983	293, 771	339, 191	377, 763	394, 078	414, 925		
71	253, 285	294, 375	339, 896	378, 367	394, 581	415, 227		

72	253, 587	294, 979	340, 500	378, 971	395, 186	415, 428
73	253, 889	295, 483	341, 004	379, 273	395, 488	415, 630
74	254, 192	295, 986	341, 608	379, 878	395, 891	415, 932
75	254, 494	296, 389	342, 111	380, 583	396, 293	416, 234
76	254, 796	296, 691	342, 716	381, 187	396, 696	416, 435
77	255, 098	296, 893	343, 018	381, 590	396, 998	416, 637
78	255, 400	297, 195	343, 521	382, 093	397, 300	416, 939
79	255, 702	297, 396	343, 924	382, 698	397, 603	417, 241
80	256, 004	297, 698	344, 327	383, 201	397, 804	417, 442
81	256, 306	297, 900	344, 730	383, 705	398, 005	417, 644
82	256, 609	298, 101	345, 233	384, 309	398, 308	417, 946
83	256, 911	298, 403	345, 737	384, 812	398, 610	418, 248
84	257, 213	298, 605	346, 240	385, 115	398, 811	418, 450
85	257, 515	298, 907	346, 543	385, 517	399, 013	418, 651
86	257, 817	299, 209	346, 945	386, 021	399, 315	
87	258, 119	299, 511	347, 348	386, 424	399, 617	
88	258, 421	299, 813	347, 751	386, 827	399, 818	
89	258, 723	300, 115	348, 053	387, 229	400, 020	
90	259, 026	300, 417	348, 456	387, 733	400, 322	
91	259, 328	300, 720	348, 859	388, 136	400, 624	
92	259, 630	301, 122	349, 262	388, 539	400, 825	
93	259, 932	301, 324	349, 463	388, 841	401, 027	
94		301, 525	349, 866			
95		301, 827	350, 269			
96		302, 230	350, 672			
97		302, 432	350, 873			
98		302, 734	351, 276			
99		303, 137	351, 679			
100		303, 539	351, 981			
101		303, 741	352, 283			
102		304, 043	352, 686			
103		304, 345	353, 089			
104		304, 647	353, 492			
105		304, 849	353, 995			
106		305, 151	354, 398			
107		305, 453	354, 801			
108		305, 755	355, 204			
109		305, 956	355, 707			
110		306, 359	356, 110			

	111		306,762	356,412					
	112		307,064	356,714					
	113		307,266	357,218					
	114		307,467						
	115		307,769						
	116		308,172						
	117		308,374						
	118		308,575						
	119		308,877						
	120		309,179						
	121		309,582						
	122		309,783						
	123		310,086						
	124		310,388						
	125		310,690						
定年前再任用短時間勤務職員		基準							
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,363	221,058	261,846	281,685	296,993	322,876	365,275	399,013
任期付職員		給料							
		月額							
		円							
	1	195,880							
	2	227,201							

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	給 月 料 額	給 月 料 額	給 月 料 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員		円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700
	2	293,700	372,600	428,700
	3	296,000	375,100	430,700
	4	298,200	377,600	432,600
	5	300,300	380,100	434,500
	6	303,800	382,800	436,100
	7	307,300	385,500	437,700
	8	310,700	388,100	439,300
	9	314,100	390,200	440,900
	10	317,600	392,700	442,700
	11	321,000	395,200	444,500
	12	324,400	397,700	446,300
	13	327,800	400,300	448,100
	14	331,300	403,000	449,900
	15	334,700	405,600	451,700
	16	338,100	408,100	453,500
	17	341,500	410,500	455,100
	18	344,600	412,700	457,100
	19	347,700	414,800	459,000
	20	350,800	416,900	460,900
	21	354,000	419,000	462,300
	22	357,100	420,500	464,100
	23	360,200	422,000	465,900
	24	363,200	423,500	467,700
	25	366,200	424,900	469,500
	26	368,500	426,400	471,300
	27	370,800	427,900	473,100
	28	373,000	429,300	474,900
	29	374,900	430,700	476,700
	30	376,600	432,200	478,500
	31	378,300	433,700	480,300
	32	380,100	435,100	482,100
	33	381,900	436,500	483,900
	34	383,700	438,000	485,800
	35	385,300	439,500	487,700
	36	386,700	440,900	489,600
	37	388,100	442,300	491,500
	38	389,600	443,700	493,200
	39	391,100	445,100	495,000
	40	392,600	446,500	496,800
	41	394,100	447,900	498,400
	42	394,800	449,300	500,200
43	395,400	450,700	502,000	

44	396,100	452,100	503,600
45	397,000	453,500	505,000
46	397,600	454,900	506,700
47	398,200	456,300	508,500
48	398,800	457,700	510,200
49	399,400	459,100	511,700
50	399,900	460,800	513,000
51	400,400	462,400	514,300
52	400,900	464,000	515,600
53	401,400	465,600	516,600
54	401,800	466,800	517,900
55	402,200	468,000	519,200
56	402,600	469,100	520,500
57	403,000	470,100	521,500
58	403,400	471,100	522,300
59	403,800	472,000	523,100
60	404,200	472,800	523,900
61	404,600	473,500	524,800
62	405,000	474,200	525,600
63	405,400	474,900	526,400
64	405,800	475,500	527,100
65	406,100	476,200	527,900
66		476,900	528,700
67		477,500	529,400
68		478,100	530,300
69		478,400	531,200
70		479,000	532,000
71		479,700	532,900
72		480,400	533,800
73		480,800	534,600
74		481,400	535,500
75		482,100	536,400
76		482,800	537,100
77		483,200	537,900
78		483,800	538,800
79		484,400	539,700
80		484,900	540,600
81		485,400	541,400
82		485,900	542,300
83		486,400	543,200
84		486,900	544,100
85		487,300	544,900
86		487,800	545,800
87		488,200	546,700
88		488,700	547,600
89		489,200	548,400
90		489,800	
91		490,400	
92		490,800	
93		491,300	
94		491,900	
95		492,500	

	96		493,000	
	97		493,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円 327,800		

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給 料 月 額					
		円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員	1	189,939	229,014	260,335	280,578	305,654	343,521
	2	192,053	230,323	261,543	281,383	307,165	345,233
	3	194,168	231,633	262,651	282,189	308,676	346,945
	4	196,283	232,942	263,759	282,995	310,186	348,557
	5	198,297	234,150	264,867	283,800	311,697	350,168
	6	200,312	235,258	265,672	284,606	313,107	351,880
	7	202,326	236,265	266,478	285,412	314,517	353,492
	8	204,139	237,272	267,284	286,117	315,927	355,103
	9	205,951	238,380	268,090	286,822	317,236	356,714
	10	207,865	239,589	268,895	287,527	318,646	358,426
	11	209,778	240,898	269,701	288,232	320,056	360,138
	12	211,893	242,207	270,507	289,037	321,466	361,750
	13	213,605	243,516	271,312	289,843	322,876	363,260
	14	215,620	244,826	272,118	290,649	324,487	364,973
	15	217,835	246,135	272,924	291,454	325,998	366,584
	16	219,950	247,343	273,729	292,159	327,508	368,195
	17	222,065	248,552	274,535	292,864	329,019	369,807
	18	223,173	249,760	275,341	293,972	330,630	371,418
	19	224,281	250,969	276,146	295,080	332,141	373,029
	20	225,388	252,177	276,952	296,288	333,652	374,641
	21	226,496	253,285	277,758	297,497	335,162	376,252
	22	227,403	254,192	278,563	298,705	336,774	378,266
	23	228,309	254,997	279,369	299,914	338,284	380,280
	24	229,215	255,803	280,175	301,122	339,795	382,295
	25	230,122	256,609	280,980	302,331	341,306	383,705
	26	231,028	257,414	281,887	303,539	342,917	385,417
	27	231,935	258,220	282,793	304,748	344,528	387,129
	28	232,841	259,026	283,599	305,956	346,039	388,841
	29	233,747	259,831	284,405	307,165	347,348	390,553
	30	234,654	260,637	285,311	308,374	348,859	392,064
	31	235,560	261,443	286,217	309,481	350,370	393,574
	32	236,467	262,248	287,023	310,690	351,880	395,085
	33	237,272	263,054	287,829	311,999	353,391	396,394
	34	238,078	263,860	288,936	313,208	354,902	397,703
	35	238,884	264,565	289,944	314,416	356,412	399,013
	36	239,689	265,370	290,951	315,625	357,822	400,120
	37	240,495	266,277	291,958	316,833	359,232	401,228
	38	241,301	267,082	293,066	317,941	360,843	402,336
	39	242,106	267,888	294,073	319,149	362,354	403,444
	40	242,912	268,694	295,080	320,358	363,865	404,552
	41	243,516	269,499	296,087	321,567	365,073	405,357
	42	244,121	270,305	297,094	322,876	366,181	406,163
	43	244,725	271,111	298,101	324,185	367,390	406,969

44	245, 228	271, 917	299, 108	325, 394	368, 497	407, 774
45	245, 732	272, 621	300, 115	326, 300	369, 504	408, 177
46	246, 336	273, 427	301, 324	327, 508	370, 310	408, 781
47	246, 840	274, 233	302, 432	328, 717	371, 317	409, 285
48	247, 243	275, 039	303, 539	329, 925	372, 425	409, 688
49	247, 645	275, 743	304, 647	331, 033	373, 432	410, 091
50	248, 149	276, 549	305, 755	332, 040	374, 439	410, 292
51	248, 652	277, 254	306, 863	333, 047	375, 446	410, 594
52	249, 156	277, 959	307, 971	333, 954	376, 353	410, 896
53	249, 458	278, 664	309, 078	334, 860	377, 158	411, 198
54	249, 760	279, 369	310, 186	335, 867	377, 964	411, 501
55	250, 062	280, 074	311, 294	336, 874	378, 871	411, 803
56	250, 365	280, 779	312, 402	337, 781	379, 676	412, 105
57	250, 667	281, 484	313, 409	338, 284	380, 180	412, 306
58	250, 969	282, 189	314, 416	339, 191	380, 985	412, 608
59	251, 271	282, 894	315, 423	339, 896	381, 791	412, 911
60	251, 573	283, 498	316, 430	340, 802	382, 597	413, 213
61	251, 875	284, 102	317, 437	341, 507	383, 000	413, 414
62	252, 177	284, 807	318, 445	341, 809	383, 705	413, 716
63	252, 479	285, 512	319, 452	342, 313	384, 410	414, 018
64	252, 782	286, 117	320, 358	342, 917	385, 014	414, 320
65	253, 084	286, 721	321, 264	343, 521	385, 417	414, 522
66	253, 386	287, 426	322, 070	344, 226	385, 920	
67	253, 688	288, 131	322, 775	344, 931	386, 524	
68	253, 990	288, 735	323, 480	345, 536	387, 129	
69	254, 292	289, 339	324, 084	346, 240	387, 532	
70	254, 594	290, 044	324, 789	346, 744	388, 035	
71	254, 897	290, 749	325, 394	347, 348	388, 539	
72	255, 098	291, 354	325, 998	347, 953	389, 042	
73	255, 299	291, 958	326, 602	348, 255	389, 646	
74	255, 601	292, 461	326, 803	348, 859	390, 150	
75	255, 904	292, 864	327, 307	349, 362	390, 754	
76	256, 105	293, 267	327, 811	349, 866	391, 359	
77	256, 306	293, 670	328, 415	350, 370	391, 862	
78	256, 609	293, 972	328, 918	350, 873	392, 366	
79	256, 911	294, 274	329, 422	351, 377	392, 869	
80	257, 112	294, 576	329, 825	351, 780	393, 373	
81	257, 314	294, 878	330, 429	352, 082	393, 675	
82	257, 616	295, 181	330, 933	352, 384	394, 178	
83	257, 918	295, 483	331, 335	352, 585	394, 581	
84	258, 119	295, 785	331, 839	352, 887	394, 984	
85	258, 321	295, 986	332, 343	353, 391	395, 387	
86		296, 188	332, 745	353, 693		
87		296, 389	332, 947	353, 995		
88		296, 590	333, 249	354, 297		
89		296, 993	333, 652	354, 700		
90		297, 195	334, 055	355, 002		
91		297, 396	334, 357	355, 304		
92		297, 598	334, 659	355, 607		
93		298, 000	334, 961	356, 009		

	94		298,202	335,162	356,311		
	95		298,403	335,565	356,614		
	96		298,705	335,867	356,916		
	97		299,007	336,069	357,218		
	98		299,209	336,371	357,621		
	99		299,410	336,673	358,024		
	100		299,712	336,975	358,426		
	101		300,015	337,177	358,930		
	102		300,216	337,479	359,333		
	103		300,417	337,781	359,736		
	104		300,720	337,982	360,138		
	105		301,022	338,184	360,642		
	106			338,385			
	107			338,788			
	108			338,989			
	109			339,191			
	110			339,594			
	111			339,996			
	112			340,399			
	113			340,601			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		194,370	221,159	249,861	263,558	289,339	330,731
任期付 職員		給 料 月 額					
			円				
			234,150				

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の130」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「、100分の70」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」の次に「と、「100分の130」とあるのは「100分の177.5」を加える。

別表中「382,185」を「394,783」に、「429,455」を「443,124」に、「479,742」を「495,493」に、「542,099」を「558,940」に、「618,536」を「638,501」に、「722,128」を「745,254」に、「843,824」を「870,134」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第25条の2第1項、別表第1および別表第2の規定ならびに第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第26条第2項および第3

項ならびに第27条第2項の規定ならびに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 23 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 69 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第70号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の170」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前

の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第71号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の167.5」に、「100分の177.5」を「100分の170」に改める。

## 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当

の内払とみなす。

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月5日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第38号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第21条第9号中「第67条第1項」を「第66条の2第1項」に改め、同条第10号を次のように改める。

- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第1項の限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税に関する情報

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市空家等の適切な管理に関する規則をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市空家等の適切な管理に関する規則

秋田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成26年秋田市規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）および秋田市空家等の適切な管理に関する条例（令和6年秋田市条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法および条例の例による。

（身分証明書）

第3条 法第9条第4項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

（会長および副会長）

第4条 秋田市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長および副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、会長を選挙する審議会は、市長がこれを招

集する。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、審議会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(調査審議手続の非公開)

第6条 審議会が行う条例第3条の規定による意見の聴取に係る調査審議の手続は、公開しない。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け審議会の事務を処理する。

(会長への委任)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(緊急安全措置)

第10条 条例第5条に規定する措置は、空家の屋根材、外壁等の落下、飛散等により、道路、公園等を利用する市民に危害を及ぼすおそれのある場合に行う次に掲げる措置とする。

(1) シート等での覆い

(2) 防護ネットの設置

(3) 落下し、又は飛散した建築材料の移動

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

2 市長は、空家等が危険な状態にあり、これを放置することが公益に反

すると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し早急に危険な状態を回避するための措置を求めるものとし、当該所有者等が早急にこれを行えない場合又は所有者等が不明な場合は、直ちに前項に規定する措置を行うものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（表面）

↑ ト ル メ ー チ ン セ ン メ ー ト ル ↓	← 9センチメートル →	
	第 号	
	身 分 証 明 書	
	写真	所 属
		職 名
		氏 名
	生年月日	年 月 日
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
		年 月 日交付
	秋田市長	印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（立入調査等）
第9条（略）
2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第40号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「令和6年1月1日」を「令和7年1月1日」に改め、同項中「令和6年1月1日」を「令和7年1月1日」に、「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に改める。

附則第6項中「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に改める。

附則第7項中「令和6年1月1日」を「令和7年1月1日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給 月 料 額	給 月 料 額	給 月 料 額	給 月 料 額
定年前再 任用短時 間勤務職 員および 任期付職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	167,682	229,316	246,336	278,765
	2	168,890	230,122	247,142	279,772
	3	169,998	230,928	247,948	280,779
	4	171,106	231,733	248,652	281,685
	5	172,415	232,438	249,357	282,390
	6	173,624	233,244	250,465	283,095
	7	174,832	234,050	251,472	283,800
	8	176,041	234,855	252,479	284,505
	9	177,048	235,661	253,487	285,110
	10	178,256	236,366	254,695	285,714
	11	179,565	237,071	255,803	286,318
	12	180,774	237,776	256,810	286,922
	13	181,882	238,481	257,918	287,527
	14	183,090	239,085	258,925	288,131
	15	184,400	239,689	259,831	288,735
	16	185,709	240,294	260,335	289,239
	17	187,018	240,898	260,939	289,742
	18	188,730	241,502	261,342	290,246
	19	190,442	242,106	261,745	290,749
	20	192,154	242,610	262,248	291,152
	21	193,866	243,113	262,752	291,555
	22	195,578	243,617	263,255	291,958
	23	197,190	244,121	263,759	292,361
	24	198,801	244,624	264,363	292,763
	25	200,412	245,128	265,169	293,166
	26	201,923	245,631	265,773	293,569
	27	203,434	246,034	266,377	293,972
	28	204,944	246,538	267,183	294,375
	29	206,455	247,142	267,989	294,778
	30	207,966	247,645	268,694	295,181
	31	209,476	248,149	269,298	295,583
	32	210,987	248,552	270,104	295,986
	33	212,498	248,955	270,909	296,389
	34	213,908	249,458	271,614	296,893
	35	215,317	249,962	272,319	297,396
	36	216,727	250,365	273,024	297,900
	37	218,137	250,767	273,729	298,403
	38	219,245	251,271	274,434	298,907
	39	220,353	251,775	275,139	299,410
	40	221,461	252,177	275,844	299,914
	41	222,468	252,580	276,549	300,417
	42	223,374	253,084	277,254	301,122
43	224,281	253,587	277,858	301,727	

44	225, 187	253, 990	278, 463	302, 432
45	226, 093	254, 393	278, 966	303, 036
46	226, 899	254, 796	279, 470	303, 640
47	227, 705	255, 199	279, 973	304, 244
48	228, 510	255, 601	280, 477	304, 748
49	229, 316	256, 004	280, 980	305, 252
50	230, 021	256, 407	281, 484	305, 856
51	230, 726	256, 810	281, 988	306, 460
52	231, 431	257, 213	282, 390	307, 064
53	232, 136	257, 616	282, 793	307, 669
54	232, 740	258, 019	283, 297	308, 374
55	233, 345	258, 421	283, 700	309, 078
56	233, 949	258, 824	284, 203	309, 783
57	234, 654	259, 126	284, 606	310, 388
58	235, 157	259, 529	285, 110	311, 093
59	235, 661	259, 932	285, 613	311, 798
60	236, 164	260, 234	286, 117	312, 402
61	236, 668	260, 536	286, 620	313, 006
62	237, 071	260, 939	287, 224	313, 711
63	237, 474	261, 342	287, 829	314, 416
64	237, 877	261, 644	288, 433	315, 020
65	238, 279	261, 946	289, 037	315, 524
66	238, 581	262, 248	289, 641	316, 027
67	238, 884	262, 550	290, 246	316, 632
68	239, 186	262, 752	290, 850	317, 236
69	239, 488	262, 953	291, 354	317, 840
70	239, 790	263, 255	291, 857	318, 243
71	240, 092	263, 558	292, 361	318, 747
72	240, 394	263, 759	292, 864	319, 250
73	240, 596	263, 960	293, 368	319, 552
74	240, 898	264, 263	293, 871	320, 056
75	241, 200	264, 565	294, 274	320, 559
76	241, 401	264, 766	294, 677	320, 962
77	241, 603	264, 968	295, 080	321, 164
78	241, 905	265, 270	295, 483	321, 466
79	242, 207	265, 572	295, 885	321, 667
80	242, 408	265, 773	296, 288	321, 969
81	242, 610	265, 975	296, 691	322, 272
82	242, 912	266, 277	297, 094	322, 574
83	243, 214	266, 579	297, 497	322, 876
84	243, 416	266, 780	298, 000	323, 077
85	243, 617	266, 982	298, 303	323, 279
86	243, 919	267, 183	298, 806	323, 581
87	244, 221	267, 485	299, 310	323, 883
88	244, 423	267, 787	299, 813	324, 084
89	244, 624	267, 989	300, 115	324, 286
90	244, 926	268, 190	300, 619	324, 588
91	245, 228	268, 492	301, 122	324, 890
92	245, 430	268, 694	301, 425	325, 192
93	245, 631	268, 996	301, 827	325, 394
94	245, 933	269, 298	302, 331	325, 696

	95	246,235	269,600	302,834	325,998
	96	246,437	269,802	303,338	326,199
	97	246,638	270,003	303,640	326,401
	98	246,940	270,305	304,043	326,703
	99	247,142	270,507	304,547	327,005
	100	247,444	270,809	305,050	327,206
	101	247,645	271,010	305,453	327,408
	102	247,847	271,212	305,856	
	103	248,149	271,514	306,158	
	104	248,451	271,816	306,460	
	105	248,652	272,017	306,762	
	106	248,955	272,219	307,165	
	107	249,257	272,521	307,467	
	108	249,458	272,722	307,870	
	109	249,660	273,024	308,172	
	110	249,962	273,326	308,575	
	111	250,264	273,629	308,978	
	112	250,465	273,830	309,280	
	113	250,667	274,031	309,481	
	114	250,969	274,334	309,783	
	115	251,271	274,535	310,086	
	116	251,472	274,736	310,287	
	117	251,674	275,039	310,488	
	118	251,976	275,341	310,791	
	119	252,278	275,643	311,093	
	120	252,479	275,844	311,294	
	121	252,681	276,046	311,496	
	122		276,247	311,798	
	123		276,549	312,100	
	124		276,851	312,301	
	125		277,053	312,503	
	126		277,254	312,805	
	127		277,556	313,107	
	128		277,858	313,308	
	129		278,060	313,510	
	130		278,261	313,812	
	131		278,563	314,114	
	132		278,865	314,315	
	133		279,067	314,517	
	134		279,268		
	135		279,570		
	136		279,873		
	137		280,074		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		199,305	210,483	229,115	250,365

任期付職員	給 料	給 料	給 料	給 料
	月 額	月 額	月 額	月 額
	円			
	193,866			

備考 この表において、「定年前再任用短時間勤務職員」とは地方公務員法第22条の4第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程別表第1の規定および附則第4項の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号。以下「平成18年改正訓令」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給料の切替え等）

- 3 この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年秋田市条例第68号）に従って行われる職員の例による。

（平成18年改正訓令の一部改正）

- 4 平成18年改正訓令の一部を次のように改正する。  
附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2) (附則第2項関係)

職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	184,802	231,633	263,155	289,339
2	185,910	233,143	264,162	290,951
3	187,119	234,654	265,169	292,461
4	188,226	236,164	266,176	293,972
5	189,334	237,675	267,183	295,483
6	191,046	239,186	268,190	296,993
7	192,658	240,696	269,197	298,403
8	194,269	242,207	270,204	299,712
9	195,880	243,718	271,212	300,921
10	197,593	245,128	272,219	302,432
11	199,204	246,538	273,226	303,942
12	200,815	247,948	274,233	305,352
13	202,427	249,156	275,240	306,762
14	204,139	250,365	276,247	307,870
15	205,851	251,573	277,254	308,877
16	207,563	252,782	278,262	310,086
17	208,872	253,889	279,269	311,294
18	210,483	254,997	280,278	312,905
19	212,095	256,105	281,288	314,517
20	213,605	257,213	283,196	316,128
21	215,116	258,220	284,505	317,639
22	216,727	259,227	285,814	319,250
23	218,339	260,234	287,023	320,862
24	219,950	261,241	288,232	322,473
25	221,562	262,248	289,339	323,984
26	223,274	263,155	290,548	325,696
27	224,583	264,061	291,857	327,307
28	225,892	264,968	293,166	328,918
29	227,201	265,773	294,476	330,328
30	228,309	266,579	295,483	332,040
31	229,417	267,385	296,490	333,752
32	230,525	268,190	297,598	335,364
33	231,633	268,895	298,705	336,572
34	232,740	269,701	299,914	338,486
35	233,848	270,507	301,022	340,198
36	234,956	271,212	302,230	341,809
37	236,064	271,917	303,439	343,320
38	237,071	272,722	304,748	344,931
39	238,078	273,528	306,057	346,543
40	238,984	274,233	307,366	348,154
41	239,891	274,938	308,676	349,866
42	240,797	275,743	309,985	351,679
43	241,603	276,549	311,294	353,492
44	242,408	277,254	312,603	355,304
45	243,113	277,959	313,913	356,815

46	243, 718	278, 664	315, 222	358, 225
47	244, 322	279, 369	316, 531	359, 635
48	244, 926	280, 074	317, 639	361, 045
49	245, 530	280, 779	318, 545	362, 556
50	246, 135	281, 484	319, 854	363, 361
51	246, 739	282, 189	321, 164	364, 368
52	247, 243	282, 894	322, 473	365, 375
53	247, 746	283, 498	323, 681	366, 282
54	248, 149	284, 203	324, 991	367, 390
55	248, 451	284, 807	326, 199	368, 296
56	248, 753	285, 512	327, 408	369, 303
57	249, 055	286, 117	328, 717	370, 209
58	249, 357	286, 822	329, 825	370, 914
59	249, 660	287, 426	330, 933	371, 619
60	249, 962	288, 131	332, 040	372, 224
61	250, 264	288, 735	332, 745	372, 627
62	250, 566	289, 440	333, 652	373, 231
63	250, 868	290, 044	334, 357	373, 936
64	251, 170	290, 548	335, 162	374, 641
65	251, 472	291, 051	335, 968	374, 943
66	251, 775	291, 656	336, 371	375, 648
67	252, 077	292, 159	336, 975	376, 353
68	252, 379	292, 763	337, 680	376, 957
69	252, 681	293, 267	338, 486	377, 259
70	252, 983	293, 771	339, 191	377, 763
71	253, 285	294, 375	339, 896	378, 367
72	253, 587	294, 979	340, 500	378, 971
73	253, 889	295, 483	341, 004	379, 273
74	254, 192	295, 986	341, 608	379, 878
75	254, 494	296, 389	342, 111	380, 583
76	254, 796	296, 691	342, 716	381, 187
77	255, 098	296, 893	343, 018	381, 590
78	255, 400	297, 195	343, 521	382, 093
79	255, 702	297, 396	343, 924	382, 698
80	256, 004	297, 698	344, 327	383, 201
81	256, 306	297, 900	344, 730	383, 705
82	256, 609	298, 101	345, 233	384, 309
83	256, 911	298, 403	345, 737	384, 812
84	257, 213	298, 605	346, 240	385, 115
85	257, 515	298, 907	346, 543	385, 517
86	257, 817	299, 209	346, 945	386, 021
87	258, 119	299, 511	347, 348	386, 424
88	258, 421	299, 813	347, 751	386, 827
89	258, 723	300, 115	348, 053	387, 229
90	259, 026	300, 417	348, 456	387, 733
91	259, 328	300, 720	348, 859	388, 136
92	259, 630	301, 122	349, 262	388, 539
93	259, 932	301, 324	349, 463	388, 841
94		301, 525	349, 866	
95		301, 827	350, 269	
96		302, 230	350, 672	

97		302, 432	350, 873
98		302, 734	351, 276
99		303, 137	351, 679
100		303, 539	351, 981
101		303, 741	352, 283
102		304, 043	352, 686
103		304, 345	353, 089
104		304, 647	353, 492
105		304, 849	353, 995
106		305, 151	354, 398
107		305, 453	354, 801
108		305, 755	355, 204
109		305, 956	355, 707
110		306, 359	356, 110
111		306, 762	356, 412
112		307, 064	356, 714
113		307, 266	357, 218
114		307, 467	
115		307, 769	
116		308, 172	
117		308, 374	
118		308, 575	
119		308, 877	
120		309, 179	
121		309, 582	
122		309, 783	
123		310, 086	
124		310, 388	
125		310, 690	

秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める

令和6年12月17日

秋田市議会議長 菅原琢哉

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号および加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号および組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号および被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号および組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第13号中「保険者番号および被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項中「次に定める事項」を「次に掲げる事項」に改め、同条第2項第2号中「保有個人情報」を「保有個人情報

（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」に改める。

第10条第 1 項第 1 号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第10号の改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

秋田市告示第343号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和6年12月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所  
庄 司 成 行  
秋田市檜山本町1番22号
- 2 歳入の名称  
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
  - (1) 概要  
次の店舗が取扱いを終了
  - (2) 対象となる店舗  
ローソン 秋田中通一丁目店
- 4 指定ごみ袋取扱店を終了した日  
令和6年11月30日

秋田市告示第344号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和6年12月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所  
株式会社鳴海屋 代表取締役 鳴 海 能 仁  
秋田市土崎港中央五丁目4番24号
- 2 歳入の名称  
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
  - (1) 概要  
次の店舗が取扱いを開始
  - (2) 対象となる店舗  
ローソン 秋田中通一丁目店
- 4 指定ごみ袋取扱店に指定した日  
令和6年12月1日

## 秋田市告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、変更し、休止し、および再開したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月3日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
やばせ耳鼻咽喉・嚥下クリニック	秋田市八橋大畑一丁目3番13号	令和6年10月1日
あきたメンタルクリニック	秋田市川元山下町1番2号	令和6年10月1日
医療法人GRIT 稲葉歯科医院	秋田市川元開和町10番20号	令和6年9月1日
佐野薬局 新国道店	秋田市八橋大畑一丁目3番13-2号	令和6年10月1日
アイランド薬局 広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和6年10月1日

### 2 廃止

事業所名称	廃止年月日
阿部クリニック	令和6年7月31日

山岸クリニック	令和6年8月31日
こばやし歯科クリニック	令和6年7月31日
稲葉歯科医院	令和6年8月31日
アイランド薬局 広面店	令和6年9月30日
やばせ耳鼻咽喉・嚥下クリニック	令和6年10月1日

### 3 変更

事業所名称		変更年月日
旧	石田医院	令和6年9月2日
新	東通腎泌尿器科クリニック	

### 4 休止

事業所名称	休止年月日
佐野薬局 広面樋ノ上店	令和6年8月19日

### 5 再開

事業所名称	再開年月日
佐野薬局 広面樋ノ上店	令和6年9月1日

秋田市告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月3日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
外旭川いわま薬局	秋田市外旭川字待合13番地6	令和6年9月20日
佐野薬局 新国道店	秋田市八橋大畑一丁目3番13-2号	令和6年10月1日
アイランド薬局 広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和6年10月1日
広面さくらい歯科	秋田市広面字昼寝44番地2	令和6年10月1日
池田薬局 新屋おきた町店	秋田市新屋沖田町6番1号	令和6年11月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
河辺荘通所介護事業所	秋田市河辺大張野字水口沢216番地	令和6年11月1日

秋田市告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月3日

秋田市長 穂積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐々木 明 美	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下 45番地 1 2 F	令和6年11月8日
田 近 裕 宣	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下 45番地 1 2 F	令和6年11月21日

2 変更

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
船 木 修	旧 治療室ももさだ	秋田市新屋大川町23 番5号	令和6年11月7日
	新 ころも治療院 秋田	秋田市東通仲町5番 31号 1 F	

秋田市告示第348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項および第115条の25第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条および第115条の30の規定により告示する。

令和6年12月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
医療法人 土崎鹿嶋 医院	指定居宅介 護支援事業 所ケアプラ ン鹿嶋	秋田市将軍野東一 丁目7番28号 プ ラントールⅡ103 号室	令和6年11月30日	居宅介護 支援、介 護予防支 援

秋田市告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条および第115条の30の規定により告示する。

令和6年12月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
合同会社未 來ケア	ケアプラン ニング ふ たば	秋田市将軍野東 二丁目17番4号 ニューハウス 斉藤D棟201号	令和6年12月1日	居宅介護支 援、介護予 防支援

秋田市告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月4日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
1061	旧	川尻広面線	秋田市山王臨海町137番2地先 秋田市広面字広面10番4地先		5,233.3	6.00 ～ 37.00
	新	川尻広面線	秋田市山王臨海町137番2地先 秋田市広面字広面10番4地先		5,233.3	6.00 ～ 45.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年12月6日

3 縦覧期間

令和6年12月4日から同月24日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第351号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年12月4日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和6年11月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年12月4日から令和7年6月4日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年12月4日

秋田市長 穂 積 志

専決第48号

専 決 処 分 書

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第6号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年10月9日

秋田市長 穂 積 志

## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,554,879千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17	県支出金	10,376,420	123,192	10,499,612
	3 委託金	554,502	123,192	677,694
	歳入合計	149,431,687	123,192	149,554,879

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		17,789,958	123,192	17,913,150
	4 選挙費	127,339	123,192	250,531
	歳 出 合 計	149,431,687	123,192	149,554,879

秋田市告示第353号

令和6年11月28日の「令和6年11月秋田市議会定例会」において議決を  
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年12月4日

秋田市長 穂 積 志

## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,810,291千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	26,890,185	252,912	27,143,097
	2 国庫補助金	6,630,580	252,912	6,883,492
17	県支出金	10,499,612	1,875	10,501,487
	1 県負担金	7,143,844	1,875	7,145,719
21	繰越金	1,182,474	625	1,183,099
	1 繰越金	1,182,474	625	1,183,099
	歳入合計	149,554,879	255,412	149,810,291

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 55,835,458	千円 255,412	千円 56,090,870
	1 社会福祉費	26,833,277	252,912	27,086,189
	5 災害救助費	357,761	2,500	360,261
歳 出 合 計		149,554,879	255,412	149,810,291

秋田市告示第354号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年12月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和6年度第4期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第355号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

名 称	所 在 地
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1丁目8-1

2 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者に納付させる期間

令和6年12月9日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第356号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年12月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
住所 東京都台東区日本堤2丁目28番11号  
        ニューかど家  
氏名 亡 石田優相続財産
- 2 送達する書類  
差押調書（謄本） 1通  
配当計算書 1通

秋田市告示第357号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年12月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第358号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年12月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
高 橋 徹
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称  
W I L L U P D A T E
- 3 施設等の所在地  
秋田市河辺戸島字白熊沢82
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類  
認可外保育施設
- 5 確認した年月日  
令和6年12月5日

秋田市告示第359号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年12月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
  - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
NPO法人秋田育さぼドリームエンジェル
  - (2) 施設等の名称  
ドリームプラスハート
  - (3) 施設等の所在地  
秋田市雄和田草川字太田38番地1
  - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類  
認可外保育施設、一時預かり事業
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日  
令和7年3月31日

秋田市告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
20256	旧	愛宕下自歩道線	秋田市檜山愛宕下1番地先	秋田市牛島東二丁目134番1地先	739.1	4.40 ～ 9.30
	新	愛宕下自歩道線	秋田市檜山愛宕下1番地先	秋田市牛島東二丁目134番1地先	808.8	4.40 ～ 16.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年12月23日

3 縦覧期間

令和6年12月20日から令和7年1月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和6年12月29日から令和7年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第361号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年）  
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和5年）

秋田市告示第362号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称  
令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書

秋田市告示第363号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は秋田市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和6年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する区域の所在地  
秋田市外旭川字待合28番の一部、29番および32番
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 当該区域は土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第10号に該当する。

秋田市告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月24日

秋田市長 穂 積 志

氏 名		施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
中 林 俊 也	旧	株式会社ウェル ケア秋田	秋田市外旭川字神田 112番地	令和6年12月11日
	新	T E A T E	秋田市泉三嶽根14番 36号	

秋田市告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月24日

秋田市長 穂積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
秋田メモリアル・わたなベクリニック	秋田市広面字鍋沼12番地1	令和6年12月1日
調剤薬局ツルハドラッグ秋田広面西店	秋田市広面字鍋沼10番地1	令和6年12月19日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
山崎耳鼻咽喉科医院	令和6年11月5日
なかこうじメンタルクリニック	令和6年10月31日
ライフ薬局なかこうじ	令和6年11月12日

3 休止

事業所名称	休止年月日
ハーモニー薬局	令和6年11月11日



秋田市告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月25日

秋田市長 穂積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
21041	南通宮田11号線	南通宮田16番46地先		
		南通宮田16番47地先		
21042	南通宮田12号線	南通宮田16番34地先		
		南通宮田16番39地先		
100326	曾場4号線	河辺三内字曾場台69番13地先		
		河辺三内字曾場台9番13地先		

2 縦覧期間

令和6年12月25日から令和7年1月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和6年12月29日から令和7年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月25日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
21041	南通宮田11号 線	南通宮田16番46地先		311.14	6.00 ～ 6.50
		南通宮田16番47地先			
21042	南通宮田12号 線	南通宮田16番34地先		77.40	6.00
		南通宮田16番39地先			
100326	曾場4号線	河辺三内字曾場台69番13地先		388.60	6.50
		河辺三内字曾場台9番13地先			

2 縦覧期間

令和6年12月25日から令和7年1月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和6年12月29日から令和7年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第368号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和6年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所  
株式会社ツルハ 代表取締役 八 幡 政 浩  
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 2 歳入の名称  
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
  - (1) 概要  
次の店舗が取扱いを開始
  - (2) 対象となる店舗  
ツルハドラッグ 秋田広面西店
- 4 指定ごみ袋取扱店に指定した日  
令和6年12月26日

秋田市告示第369号

令和6年12月23日の「令和6年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年12月26日

秋田市長 穂 積 志

## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465,143千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,275,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	27,143,097	9,144	27,152,241
	1 国庫負担金	20,181,929	8,692	20,190,621
	2 国庫補助金	6,883,492	452	6,883,944
17	県支出金	10,501,487	2,398	10,503,885
	3 委託金	677,694	2,398	680,092
19	寄附金	824,913	400,000	1,224,913
	1 寄附金	824,913	400,000	1,224,913
22	諸収入	8,504,676	901	8,505,577
	5 雑入	1,609,914	901	1,610,815
23	市債	13,178,300	52,700	13,231,000
	1 市債	13,178,300	52,700	13,231,000
	歳入合計	149,810,291	465,143	150,275,434

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 17,913,150	千円 323,066	千円 18,236,216
	1 総務管理費	16,015,265	274,352	16,289,617
	2 徴税費	996,356	43,940	1,040,296
	4 選挙費	250,531	4,774	255,305
3 民生費		56,090,870	17,972	56,108,842
	1 社会福祉費	27,086,189	12,267	27,098,456
	4 国民年金費	41,233	5,705	46,938
4 衛生費		11,816,207	2,364	11,818,571
	2 保健所費	2,490,595	2,364	2,492,959
5 労働費		583,868	992	584,860
	1 労働諸費	583,868	992	584,860
6 農林水産業費		2,638,681	32,522	2,671,203
	1 農業費	1,833,797	32,522	1,866,319
7 商工費		9,578,336	12,168	9,590,504
	1 商工費	9,578,336	12,168	9,590,504
8 土木費		16,163,934	21,419	16,185,353
	5 都市計画費	5,548,869	901	5,549,770
	7 住宅費	668,573	20,518	689,091
10 教育費		15,641,237	1,940	15,643,177
	6 社会教育費	3,893,456	1,940	3,895,396
11 災害復旧費		87,505	52,700	140,205
	2 公共土木施設災害復旧費	79,201	52,700	131,901
歳 出 合 計		149,810,291	465,143	150,275,434

## 第2表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	リサイクルプラザ空調設備修繕経費	千円 32,450	令和6年度	千円
				令和7年度	32,450

### 第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	土地地区画整理会計繰出金	千円 212,000
10 教育費	2 小学校費	日新小学校増改築等事業	49,148
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公営住宅施設災害復旧事業	52,700

## 第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和6年度 ） 令和7年度	千円 10,040
津波ハザードマップ更新経費	令和6年度 ） 令和7年度	1,969
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和6年度 ） 令和7年度	570,260
企業版ふるさと納税推進事業	令和6年度 ） 令和7年度	2,200
文化創造館管理運営経費	令和6年度 ） 令和7年度	112,760
あきた芸術劇場管理運営費	令和6年度 ） 令和7年度	132,437
旧松倉家住宅管理運営経費	令和6年度 ） 令和7年度	24,447
「美術館の街」活性化事業	令和6年度 ） 令和7年度	25,626
戸籍システム更新・運用経費	令和6年度 ） 令和7年度	565
後期高齢者健康診査事業	令和6年度 ） 令和7年度	145,373
社会福祉関連サービス委託経費等	令和6年度 ） 令和7年度	24,043
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和6年度 ） 令和7年度	151,937
老人福祉関連サービス委託経費等	令和6年度 ） 令和7年度	10
健康管理関連事業委託経費等	令和6年度 ） 令和7年度	15,460

事 項	期 間	限 度 額
在宅子育てサポート事業	令和6年度 ） 令和7年度	千円 11,371
人にやさしい歩道づくり事業	令和6年度 ） 令和7年度	37,000
道路維持修繕事業	令和6年度 ） 令和7年度	141,810
消融雪施設整備事業	令和6年度 ） 令和7年度	148,000
側溝改良事業	令和6年度 ） 令和7年度	117,000
橋りょう修繕事業	令和6年度 ） 令和7年度	10,000
牛島車輛基地跨線橋修繕事業	令和6年度 ） 令和16年度	1,456,000
交通安全施設等整備事業	令和6年度 ） 令和7年度	55,671
千秋公園整備事業	令和6年度 ） 令和7年度	19,000
都市公園バリアフリー化事業	令和6年度 ） 令和7年度	12,000
知事選挙経費	令和6年度 ） 令和7年度	5,565
市長選挙経費	令和6年度 ） 令和7年度	8,347
太平山自然学習センター食事提供業務委託経費	令和6年度 ） 令和9年度	37,167
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定文書法制課分)	令和6年度 ） 令和7年度	2,707

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定防災安全対策課分)	令和6年度 ) 令和7年度	千円 14,647
同 上 (令和6年度設定財産管理活用課分)	令和6年度 ) 令和7年度	24,074
同 上 (令和6年度設定工事検査室分)	令和6年度 ) 令和7年度	6,102
同 上 (令和6年度設定財政課分)	令和6年度 ) 令和7年度	4,000
同 上 (令和6年度設定情報統計課分)	令和6年度 ) 令和7年度	160,937
同 上 (令和6年度設定広報広聴課分)	令和6年度 ) 令和7年度	163,426
同 上 (令和6年度設定市民税課分)	令和6年度 ) 令和7年度	41,030
同 上 (令和6年度設定東京事務所分)	令和6年度 ) 令和7年度	11,904
同 上 (令和6年度設定観光振興課分)	令和6年度 ) 令和7年度	286,457
同 上 (令和6年度設定文化振興課分)	令和6年度 ) 令和7年度	4,425
同 上 (令和6年度設定スポーツ振興課分)	令和6年度 ) 令和7年度	117,258
同 上 (令和6年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和6年度 ) 令和7年度	83,981
同 上 (令和6年度設定大森山動物園分)	令和6年度 ) 令和7年度	22,169
同 上 (令和6年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和6年度 ) 令和7年度	2,193

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定千秋美術館分)	令和6年度 〽 令和7年度	千円 82,113
同 上 (令和6年度設定赤れんが郷土館分)	令和6年度 〽 令和7年度	569
同 上 (令和6年度設定民俗芸能伝承館分)	令和6年度 〽 令和7年度	576
同 上 (令和6年度設定佐竹史料館分)	令和6年度 〽 令和7年度	7,018
同 上 (令和6年度設定生活総務課分)	令和6年度 〽 令和7年度	2,040
同 上 (令和6年度設定市民課分)	令和6年度 〽 令和7年度	2,288
同 上 (令和6年度設定西部市民サービスセンター分)	令和6年度 〽 令和7年度	41,975
同 上 (令和6年度設定新屋ガラス工房分)	令和6年度 〽 令和7年度	1,592
同 上 (令和6年度設定北部市民サービスセンター分)	令和6年度 〽 令和7年度	118,480
同 上 (令和6年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和6年度 〽 令和7年度	41,490
同 上 (令和6年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和6年度 〽 令和7年度	20,694
同 上 (令和6年度設定南部市民サービスセンター分)	令和6年度 〽 令和7年度	87,694
同 上 (令和6年度設定東部市民サービスセンター分)	令和6年度 〽 令和7年度	61,283
同 上 (令和6年度設定中央市民サービスセンター分)	令和6年度 〽 令和7年度	85,914

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定市民相談センター分)	令和6年度 〽 令和7年度	千円 2,623
同 上 (令和6年度設定福祉総務課分)	令和6年度 〽 令和7年度	103,199
同 上 (令和6年度設定食肉衛生検査所分)	令和6年度 〽 令和7年度	9,704
同 上 (令和6年度設定保健総務課分)	令和6年度 〽 令和7年度	22,498
同 上 (令和6年度設定子ども育成課分)	令和6年度 〽 令和7年度	7,063
同 上 (令和6年度設定子ども福祉課分)	令和6年度 〽 令和7年度	4,566
同 上 (令和6年度設定子ども健康課分)	令和6年度 〽 令和7年度	20
同 上 (令和6年度設定環境総務課分)	令和6年度 〽 令和7年度	2,617,290
同 上 (令和6年度設定産業企画課分)	令和6年度 〽 令和7年度	266,328
同 上 (令和6年度設定建設総務課分)	令和6年度 〽 令和7年度	160,597
同 上 (令和6年度設定都市総務課分)	令和6年度 〽 令和7年度	282,557
同 上 (令和6年度設定会計課分)	令和6年度 〽 令和7年度	159
同 上 (令和6年度設定議会事務局分)	令和6年度 〽 令和7年度	3,086
同 上 (令和6年度設定農業委員会事務局分)	令和6年度 〽 令和7年度	2,213

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定教育委員会総務課分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	千円 49,636
同 上 (令和6年度設定学事課分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	53,997
同 上 (令和6年度設定教育研究所分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	3,163
同 上 (令和6年度設定生涯学習室分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	4,198
同 上 (令和6年度設定太平山自然学習センター分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	6,988
同 上 (令和6年度設定自然科学学習館分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	96
同 上 (令和6年度設定中央図書館明德館分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	4,599
同 上 (令和6年度設定秋田商業高等学校分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	16,393
同 上 (令和6年度設定御所野学院高等学校分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	838
同 上 (令和6年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	1,768
同 上 (令和6年度設定消防本部総務課分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	14,620

## 第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共土木施設 災害復旧費	千円 26,400	千円 52,700	千円 79,100			
計	13,178,300	52,700	13,231,000			

## 令和6年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

# 第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 418,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	6,000

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
都市計画道路等築造支障物移設補償経費	令和6年度 ） 令和10年度	千円 339,800
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定)	令和6年度 ） 令和7年度	12,073



## 令和6年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

# 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定)	令和6年度 ） 令和7年度	千円 12,208

## 令和6年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）

令和6年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

# 第1表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定)	令和6年度 ） 令和7年度	千円 110,895

令和6年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

# 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定)	令和6年度 ） 令和7年度	千円 20,456

## 令和6年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

# 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定)	令和6年度 ） 令和7年度	千円 50,701

令和6年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

# 第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定)	令和6年度 ） 令和7年度	千円 3,448

令和6年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,737,169千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		千円 1	千円 3,585	千円 3,586
	1 繰越金	1	3,585	3,586
歳入合計		29,733,584	3,585	29,737,169

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 18,113	千円 3,585	千円 21,698
	1 償還金及び還付加算金	18,112	3,585	21,697
歳 出 合 計		29,733,584	3,585	29,737,169

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定)	令和6年度 ） 令和7年度	千円 356,410

令和6年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

# 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定)	令和6年度 ） 令和7年度	千円 61

令和6年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和6年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

# 第1表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和6年度 ） 令和7年度	千円 84,164
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定福祉総務課分)	令和6年度 ） 令和7年度	6,178

令和6年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,195千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,611,983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 10,000	千円 1,195	千円 11,195
	1 繰越金	10,000	1,195	11,195
歳入合計		4,610,788	1,195	4,611,983

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 73,850	千円 1,195	千円 75,045
	2 徴収費	37,277	1,195	38,472
歳 出 合 計		4,610,788	1,195	4,611,983

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定)	令和6年度 ） 令和7年度	千円 2,397

令和6年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和6年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和6年度から7年度まで	909,986千円
水道施設切廻等 業務委託経費	令和6年度から7年度まで	145,000千円
鉛製給水管取出部 解消業務委託経費	令和6年度から7年度まで	57,400千円
お客様センター 業務等の包括的 民間委託経費	令和6年度から11年度まで	53,295千円
配水管整備事業	令和6年度から7年度まで	831,000千円
仁井田浄水場 等整備事業	令和6年度から7年度まで	102,800千円



令和6年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和6年度秋田市下水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和6年度から7年度まで	110,294千円
内水浸水想定区域図 作成業務委託経費	令和6年度から7年度まで	60,000千円
管渠建設事業	令和6年度から7年度まで	1,034,000千円
浸水対策下水道事業	令和6年度から7年度まで	270,000千円



令和6年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和6年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和6年度から7年度まで	22,250千円



## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564,249千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,839,683千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19	寄附金	1,224,913	500,000	1,724,913
	1 寄附金	1,224,913	500,000	1,724,913
21	繰越金	1,183,099	53,749	1,236,848
	1 繰越金	1,183,099	53,749	1,236,848
23	市債	13,231,000	10,500	13,241,500
	1 市債	13,231,000	10,500	13,241,500
	歳 入 合 計	150,275,434	564,249	150,839,683

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	18,236,216	477,558	18,713,774
	1 総務管理費	16,289,617	477,558	16,767,175
3	民生費	56,108,842	71,295	56,180,137
	1 社会福祉費	27,098,456	39,694	27,138,150
	3 生活保護費	9,180,459	28,313	9,208,772
	4 国民年金費	46,938	3,288	50,226
4	衛生費	11,818,571	13,745	11,832,316
	1 環境衛生費	641,547	4,272	645,819
	7 母子衛生費	786,632	9,473	796,105
5	労働費	584,860	1,651	586,511
	1 労働諸費	584,860	1,651	586,511
	歳 出 合 計	150,275,434	564,249	150,839,683

## 第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	未利用施設管理適正化経費	千円 1,005,915	令和6年度	千円 402,366	千円 1,234,184	令和6年度	千円 402,366
				令和7年度	502,957		令和7年度	593,172
				令和8年度	100,592		令和8年度	238,646

### 第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 1,351,200	千円 10,500	千円 1,361,700			
計	13,231,000	10,500	13,241,500			



## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,214,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,054,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	27,152,241	1,314,717	28,466,958
	2 国庫補助金	6,883,944	1,314,717	8,198,661
20	繰入金	4,339,007	686,955	5,025,962
	2 基金繰入金	4,036,963	686,955	4,723,918
21	繰越金	1,236,848	213,045	1,449,893
	1 繰越金	1,236,848	213,045	1,449,893
	歳入合計	150,839,683	2,214,717	153,054,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		56,180,137	1,314,717	57,494,854
	1 社会福祉費	27,138,150	1,314,717	28,452,867
8 土木費		16,185,353	900,000	17,085,353
	2 道路橋りょう費	3,735,543	900,000	4,635,543
	歳 出 合 計	150,839,683	2,214,717	153,054,400

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯物価高騰支援給付金給付事業	千円 411,956

秋田市教委告示第17号

令和6年12月26日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年12月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

## 秋市選管告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和6年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,105人
2	6分の1の数	42,537人
3	3分の1の数	85,073人

秋市選管告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、令和7年3月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

登録年月日 令和7年3月3日

秋田市農委告示第17号

令和6年12月16日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年12月6日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和6年度第9号計画）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件

秋田市上下水道局告示第40号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月9日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日  
令和6年12月24日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域  
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称  
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所  
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間

令和6年12月9日から同月23日まで（土曜日および日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第41号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和6年12月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
石黒住設	石 黒 兼 夫	秋田市新屋勝平台 21番20号	令和6年12月2日

## 秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図および簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和6年12月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区 秋田市河辺神内字鳥井長根、堂坂および沢見の各一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間 令和6年12月4日から同月23日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所 秋田市河辺市民サービスセンター 地籍調査室
- 6 誤り等申出 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に秋田市長に対し、訂正の申出をすることができる。  
なお、誤り等申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、令和5年11月測量、簿冊は令和6年11月8日現在の状況により調査して作成されたものである。

## 秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図および簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和6年12月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区 秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間 令和6年12月4日から同月23日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所 秋田市河辺市民サービスセンター 地籍調査室
- 6 誤り等申出 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に秋田市長に対し、訂正の申出をすることができる。  
なお、誤り等申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、令和5年11月測量、簿冊は令和6年11月1日現在の状況により調査して作成されたものである。

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和6年12月9日

秋田市長 穂積 志

### 1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画公園	2・2・1号	保戸野街区公園
秋田都市計画公園	2・2・2号	金砂神社街区公園
秋田都市計画公園	2・2・3号	中島街区公園
秋田都市計画公園	2・2・8号	旭北街区公園
秋田都市計画公園	2・2・9号	保戸野境第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・10号	山王田街区公園
秋田都市計画公園	2・2・11号	西法寺街区公園
秋田都市計画公園	2・2・19号	檜山宮田運動公園
秋田都市計画公園	2・2・20号	檜山寺小路街区公園
秋田都市計画公園	2・2・22号	四十間堀川反街区公園
秋田都市計画公園	2・2・23号	感恩講街区公園
秋田都市計画公園	2・2・24号	旭南街区公園
秋田都市計画公園	2・2・25号	川口新町街区公園
秋田都市計画公園	2・2・26号	追廻街区公園
秋田都市計画公園	2・2・27号	加賀谷街区公園
秋田都市計画公園	2・2・28号	檜山末無町街区公園

秋田都市計画公園	2・2・29号	愛宕下街区公園
秋田都市計画公園	2・2・30号	百石橋街区公園
秋田都市計画公園	2・2・31号	金照寺山ノ下街区公園
秋田都市計画公園	2・2・34号	柳原新田第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・39号	柳原新田第5街区公園
秋田都市計画公園	2・2・40号	牛島第4街区公園
秋田都市計画公園	2・2・55号	川尻総社前街区公園
秋田都市計画公園	2・2・64号	八橋戌川原街区公園
秋田都市計画公園	2・2・65号	下八橋街区公園
秋田都市計画公園	3・3・13号	油田近隣公園

## 2 位置および区域

秋田市千秋中島町、南通宮田、保戸野金砂町、保戸野八丁、大町二丁目、大町三丁目、大町六丁目、旭北栄町、旭北錦町、檜山共和町、檜山金照町、檜山登町、檜山本町、檜山愛宕下、檜山字寺小路、旭南一丁目、旭南二丁目、旭南三丁目、川元むつみ町、茨島二丁目、茨島六丁目、八橋本町六丁目、八橋大沼町、八橋イサノ一丁目および八橋南一丁目地内

## 3 縦覧期間

令和6年12月9日から同月23日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

## 4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和6年12月9日

秋田市長 穂 積 志

### 1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 下新城中野工業団地地区計画

### 2 位置および区域

秋田市下新城中野字街道端西地内

### 3 縦覧期間

令和6年12月9日から同月23日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

### 4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年6月3日付け秋田市指令第4623号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年12月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
東京都江東区木場五丁目10番10号  
株式会社一条工務店  
代表取締役 岩 田 直 樹
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市桜三丁目474番1、474番6、474番7、503番、504番2、629番、  
630番および474番1地先道水路

## 秋田市公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期目標を定めたので、同項の規定に基づき、公告する。

令和6年12月25日

秋田市長 穂 積 志

### 公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期目標

#### 前文

秋田公立美術大学は、平成25年4月の開学以降、東北唯一の公立の美術系大学として、次の4つの事項を基本理念として掲げ、その実現に向け、これまでの美術領域の枠にとらわれない特色ある教育と研究により、新しい芸術的価値を生み出し、世界に向けて発信することや、秋田の伝統・文化を生かした芸術の創造に取り組むことにより、現代における芸術・文化の発展に貢献してきた。また、様々な研究成果を地域に還元することで地域社会への発展に寄与してきた。

- 1 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学
- 2 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学
- 3 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学
- 4 まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学

一方、この間、急速な人口減少に伴い、18歳人口も減少局面に突入し、高等教育機関を取り巻く社会情勢がより一層厳しさを増す中、秋田公立美術大学には、学修意欲のある学生を確保するため、大学のブランド力を高めることや、地域に根ざす大学として、本市の目指す「芸術文化の香り高いまちづくり」への貢献や、地方創生への寄与が求められている。

こうした更なる時代の変化に対応した大学運営と、地域社会への貢献にこれまで以上に積極的に取り組み、独創的で魅力ある大学づくりを推進す

るため、第3期中期目標を次のとおり定める。

## 第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

### 1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学 部	美術学部
大学院	複合芸術研究科

## 第2 教育の質の向上に関する目標

### 1 教育の充実に関する目標

#### (1) 教育課程・研究指導の充実

大学の4つの基本理念の実現に向け、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成度を把握し、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育課程の不断の見直しを行い、豊かな教養と深い芸術の専門性を備え、新しい芸術表現を模索しながら創造性を発揮できる人材を育成する。また、大学院においては、多様化する現代芸術領域と複雑化する地域課題に対応しうる高度な実践力と専門性を兼ね備えた人材を育成する。

#### (2) グローバル人材の育成および国際交流の推進

グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる人材を育成するため、外国語教育の充実や海外の交流提携校の拡充を行うとともに、留学や研究活動を支援する。

#### (3) 教育力の向上

教員の教育力および教職員の資質の向上のため、FD（※注1）・SD（※注2）活動を推進するほか、学生による授業評価等を活用し、教育活動の改善と充実を図る。

※注1 FD（ファカルティ・ディベロップメント）

教員の教育研究活動および業務遂行に係る資質の向上と能力の開発

を図るための組織的な取組

※注2 SD（スタッフ・ディベロップメント）

教職員の大学管理運営および教育研究支援に係る資質の向上と能力の開発を図るための組織的な取組

## 2 学生確保の強化に関する目標

### (1) 入試制度の検証

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、意欲ある優秀な学生を確保し続けるため、多様な選抜を行うとともに、必要に応じ入学者選抜方法の在り方を検証する。

### (2) 入試広報の充実

意欲ある優秀な学生の出願を促進するため、各種媒体の活用により、大学の特色や求める人材像について積極的に情報発信するなど入試広報活動の充実を図る。

## 第3 学生支援に関する目標

### 1 学修支援の充実に関する目標

#### (1) 学修環境の整備

学修環境の維持・向上を図るため、長寿命化やバリアフリー化の観点から、計画的かつ効果的に施設設備の維持管理を行う。

#### (2) 創作活動等の支援強化

学生自らが、意欲を持って創作活動に取り組み、その成果を披露又は展示できるよう、創作・展示スペースの確保等に取り組む。

### 2 生活支援の充実に関する目標

#### (1) 相談体制等

学生が心身両面において健康で、充実した大学生活を送ることができるよう、健康管理や生活相談などの充実を図る。

#### (2) 経済的支援

学生が経済的に安定した環境で大学生活を送ることができるよう、授業料の減免等の必要な支援を行う。

### 3 進路支援の充実に関する目標

学生自らが、将来への目的意識を明確に持ち、その目的を達成する

ために必要な教養やスキルを身に付けることができるよう、キャリア教育の充実を図るとともに、進路希望に応じた支援を行う。

#### 4 総合的な支援の充実に関する目標

多様化する学生のニーズに的確に対応できるよう、ダイバーシティの推進等により、学生一人ひとりが学修活動に専念できる環境を整える。

### 第4 研究の質の向上に関する目標

#### 1 研究水準の向上に関する目標

##### (1) 先鋭的・複合的な研究の推進

新しい芸術領域の創造や地域課題の解決に資するため、先鋭的・複合的な研究を積極的に推進する。

##### (2) 研究成果の発信

大学の研究成果を広く国内外に発信し、大学の存在感を向上させる。

#### 2 研究支援体制の充実に関する目標

##### (1) 外部研究資金獲得の強化

研究活動を活性化するため、科学研究費助成事業等の外部研究資金の獲得に向け、組織的な支援を行う。

##### (2) 若手研究者の育成等

多様な研究活動の活性化を図るため、若手研究者の育成等に努める。

##### (3) 研究不正防止の徹底

研究不正を未然に防止するため、研究倫理教育の実施により教員のコンプライアンス意識の醸成を行う。

### 第5 社会連携の充実に関する目標

#### 1 地域社会への貢献に関する目標

##### (1) 地域貢献活動の充実

「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」という基本理念の更なる推進のため、地域のシンクタンクとして、課題の解決や芸術文化活動の担い手の育成などに積極的に取り組み、地域社会

の発展や文化の振興などに貢献する。

## (2) 産学官連携の推進

産学官との連携を強化し、大学の教育研究成果を地域社会に還元する。

### 2 他大学等との連携に関する目標

各種コンソーシアム等への参画を通じて、多様な教育機会を地域に提供するほか、他大学との交流事業の成果を地域社会に還元する。

## 第6 自己点検・評価等に関する目標

### 1 自己点検・評価の実施に関する目標

中期計画に掲げる各項目の着実な履行を確保するため、自己点検・評価を定期的に実施するほか、秋田市公立大学法人評価委員会等による外部評価の結果を業務運営に反映させることにより、教育研究の内部質保証を図る。

### 2 積極的な情報公開の推進に関する目標

地域社会や学生、後援会等に対する説明責任を果たすため、業務運営等に関し積極的な情報公開を推進する。

### 3 戦略的広報の展開に関する目標

大学のブランド力を向上させるため、特色ある教育研究活動やその成果、卒業生の活躍、地域貢献活動等について、積極的に国内外に情報発信を行い、大学の存在感を高める戦略的な広報活動を展開する。

## 第7 業務運営の改善および効率化に関する目標

### 1 運営体制の改善に関する目標

#### (1) 教職協働等による機動的・効率的な業務運営

社会の変化に即応するため、教職員の協働による連携体制を維持し、機動的かつ効率的な組織運営を推進する。

また、事務処理の効率化を図るため、既存業務の見直しおよび合理化に取り組むとともに、外部委託を有効に活用する。

#### (2) 監査制度の充実

適正な法人運営を確保するため、監査制度の充実を図り、監査の実効性を高めるほか、内部統制システムが有効に機能するよう、モ

ニタリングを行う。

(3) 人事制度の運用

教職員の意欲を高め、その能力を最大限に生かすため、人事計画に基づく適正な人員配置や、実績に基づく公正な人事評価を実施する。

(4) 安定的な情報環境の整備と情報セキュリティの強化

教育研究活動および大学運営の基盤として設置・運用された情報システムを常時安定して供用できるよう情報環境を整備するとともに、個人情報や研究成果などの情報資産の機密性を保持するため、情報セキュリティをより一層強化する。

(5) 働きやすい職場環境づくり

全教職員が心身の健康を保ち、能力を最大限発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方の多様化への対応に取り組むほか、学内におけるハラスメントの防止やメンタルヘルス対策などを充実させ、より働きやすい職場環境づくりを進める。

2 財務内容の改善に関する目標

(1) 自己収入の確保

厳しい財政状況の中で、経営力を強化していくため、寄附金の受入れ、資産の有効活用等により自己収入の確保に努める。

(2) 安定的な財政運営

教育研究の質を確保しつつ、自律した持続可能な大学運営を行うため、効率的かつ効果的に予算を配分し、安定的な財政運営に努める。

3 その他業務運営に関する重要目標

(1) 大学支援組織等との連携強化

学外からの支援の充実を図るため、同窓会、後援会等との連携を強化する。

(2) 危機管理体制等の充実

自然災害等の発生時に備えて策定した業務継続計画や危機管理基本マニュアル、感染症対策マニュアルに従って、適時必要な措置を

講じるとともに、必要に応じて計画等の見直しを行う。また、事件、事故および学内外でのトラブルの発生時に、迅速かつ適切に対応できる体制を維持する。

(3) 法令遵守の徹底

教職員の非違行為や不正経理等を未然に防止するため、コンプライアンスを徹底する。

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和6年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年7月4日付け秋田市指令第5208号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市寺内蛭根三丁目1番20号  
共和ホーム株式会社  
代表取締役 池 田 洋 介
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市飯島穀丁379番、380番および381番